

## 事業承継の促進に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）、長崎県内金融機関（長崎県事業承継ネットワーク参画金融機関をいう。以下「乙」という。）、長崎県内支援機関（長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、長崎県中小企業団体中央会、長崎県信用保証協会をいう。以下「丙」という。）は、以下のとおり、事業承継の促進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、長崎県内の中小企業の円滑な事業承継を促進し、後継者不在の廃業等を回避することで、中小企業の事業や技術等の経営資源を次世代に引き継ぎ、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

### （連携及び実施）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- （1）事業承継の早期着手を促す意識啓発に関すること。
- （2）中小企業に対する情報提供に関すること。
- （3）事業承継支援の質の向上に関すること。
- （4）次世代経営者の育成に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容及び実施方法は、甲、乙及び丙で協議の上、別途取り決める。

### （情報の定義）

第3条 本協定における情報とは、甲、乙及び丙が、相手方に対して、本協定第1条及び第2条に係る連携のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本協定締結の前後を問わず、開示した一切の情報をいう。但し、以下のいずれかに該当する情報は含まれない。

- （1）既に公知となっている情報又は開示後に受領した相手方の責にもよらず公知となった情報
- （2）甲、乙又は丙が開示した時点において、既に受領した相手方が保有していた情報
- （3）受領した相手方が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報

### （秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携において知り得た情報を連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

### （個人情報等の取扱い）

第5条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管等)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携において知り得た情報の複写又は複製について、連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

(情報の返還等)

第7条 甲、乙及び丙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

(漏えいの防止等)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定第4条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに当該義務違反の是正又は漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

(協定の有効期間及び解約)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1カ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙及び丙のいずれかが前項の有効期間に関わらず本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1カ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(協定内容の変更)

第10条 甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙及び丙で協議のうえ、必要な変更を行うことができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲、乙及び丙は、反社会的勢力の排除に取り組むものとし、これに反する行為が認められるときは、相手方に何らの催告をすることなく、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書の元本を1通作成し、甲が保有する。乙及び丙はその写しを各自保管する。

令和6年3月27日

甲 長崎県知事

大石賢吾

乙 長崎県内金融機関

株式会社十八親和銀行 頭取

山川信孝

株式会社長崎銀行 頭取

開地龍太郎

九州ひぜん信用金庫 理事長

石橋正広

たちばな信用金庫 理事長

塚元哲也

長崎三菱信用組合 理事長

新屋貴寛

西海みずき信用組合 理事長

池田正治

福江信用組合 理事長

川口真二

株式会社みずほ銀行 長崎支店 支店長

下原康裕

株式会社商工組合中央金庫 長崎支店 支店長

稲木聡

株式会社商工組合中央金庫 佐世保支店 支店長

稲木聡

株式会社日本政策金融公庫 長崎支店 支店長

細川英伸

株式会社日本政策金融公庫 佐世保支店 支店長

奥川 智之

丙 長崎県内支援機関

長崎県商工会議所連合会 会長

森 拓一郎

長崎県商工会連合会 会長

志村 洋

長崎県中小企業団体中央会 会長

石丸忠重

長崎県信用保証協会 会長

上田 裕司